

新型コロナウイルスの影響で賃料の支払いが負担となっている事業者の皆さまへ

国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けた福岡県内の事業者の皆さまに、福岡県内に所在する建物・土地の家賃・地代(賃料)について、福岡県が上乘せして「家賃軽減支援金」を給付します。

◆国の「家賃支援給付金」の給付対象者(次の①②③のすべてを満たす事業者)

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ②5月～12月の売上高について、
「1か月前年同月比50%以上減少」または、「連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少」
- ③自らの事業のために占有する建物・土地の賃料を支払い

◆福岡県内の事業者

確定申告(法人:法人税、個人事業者:所得税)の納税地が福岡県内の事業者
 ※納税地:[法人]本店または主たる事務所の所在地、[個人事業者]住所地または事業所等の所在地
 ※県外事業者は、北九州市内に休業協力要請に応じた施設がある場合、特例加算が支給される場合があります。

※国へ「家賃支援給付金」を申請し、国から給付決定を受けた後に、県へ「家賃軽減支援金」を申請してください

給付額

基本給付

支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍
 (最大給付額:法人60万円、個人事業者30万円)

	支払賃料(月額)	国の給付額(月額)	県の給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料(月額)×2/3	支払賃料(月額)×1/15
	75万円超 225万円以下	50万円+[支払賃料(月額)の75万円の超過分×1/3] ※最大給付額(月額)100万円	5万円+[支払賃料(月額)の75万円の超過分×1/30] ※最大給付額(月額)10万円
個人事業者	37万5千円以下	支払賃料(月額)×2/3	支払賃料(月額)×1/15
	37万5千円超 112万5千円以下	25万円+[支払賃料(月額)の37万5千円の超過分×1/3] ※最大給付額(月額)50万円	2万5千円+[支払賃料(月額)の37万5千円の超過分×1/30] ※最大給付額(月額)5万円

※支払賃料(月額)が法人は225万円超、個人事業者は112万5千円超の場合、給付額(月額)は最大給付額(月額)となります。

北九州市内の休業協力要請(6月1日～18日)に応じた事業者に対する特例加算

支払賃料(月額)×10分の1
 (最大給付額:法人22万5,000円、個人事業者11万2,500円)

◆給付額の例(すべての建物・土地が県内に所在し、かつ特例加算の対象になる場合)

	支払賃料(月額)	給付金額			支払賃料(月額)	給付金額			
		国 ※6倍後	県 (基本給付) ※6倍後	県 (特例加算)		国 ※6倍後	県 (基本給付) ※6倍後	県 (特例加算)	
法人	2,250,000	6,000,000	600,000	225,000	個人事業者	1,125,000	3,000,000	300,000	112,500
	1,000,000	3,500,000	350,000	100,000		1,000,000	2,750,000	275,000	100,000
	750,000	3,000,000	300,000	75,000		500,000	1,750,000	175,000	50,000
	500,000	2,000,000	200,000	50,000		375,000	1,500,000	150,000	37,500
	100,000	400,000	40,000	10,000		100,000	400,000	40,000	10,000

給付要件

【共通の要件】

- ①国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けている。
- ②申請の対象となる支払賃料(※)が国の「家賃支援給付金」の給付決定の対象となった支払賃料である。
※「支払賃料」:賃料、共益費、管理費(消費税などを含む)

【基本給付】

- ③確定申告(法人:法人税、個人事業者:所得税)の納税地が福岡県内である。
※納税地:[法人]本店または主たる事務所の所在地、[個人事業者]住所地または事業所等の所在地
- ④申請の対象となる支払賃料が福岡県内に所在する建物・土地の支払賃料である。

【北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算】

- ⑤令和2年6月1日から18日までの休業協力要請の対象となった北九州市内に所在する施設(「接待を伴う飲食店」または「ライブハウス」)を運営する事業者である。
- ⑥上記⑤の休業協力要請期間中に対象施設における事業活動を9日以上休業している。
- ⑦申請の対象となる支払賃料が上記⑤の施設の支払賃料である。

◆上記のすべてにチェック☑ ⇒ 【基本給付】及び【特例加算】の給付対象

◆①、②、③、④のいずれにもチェック☑ ⇒ 【基本給付】のみ給付対象

◆①、②、⑤、⑥、⑦のいずれにもチェック☑ ⇒ 【特例加算】のみ給付対象

必要書類

【基本給付】

■法人・個人事業者共通

- ①国から交付された「家賃支援給付金の振込のお知らせ」の写し
- ②通帳の写し
- ③(県内及び県外の両方に建物・土地がある場合)国の「家賃支援給付金」のWEB申請において賃貸借契約情報を入力した画面の写し(入力した全ての契約について)

■法人の場合

- ④直近の確定申告書別表一の控えの写し ※無い場合は、「納税証明書(その2)」(直近年度分)を提出してください。
- ⑤役員名簿(県指定の様式)

■個人事業者の場合

- ⑥本人確認書類の写し(運転免許証、個人番号カードなど) ※氏名、生年月日、住所が確認できるもの

【北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算】

特例加算のみ給付対象となる方は、以下に加え【基本給付】の申請に必要な書類(③を除く)が必要となります。

■共通

- ①国の「家賃支援給付金」のWEB申請において賃貸借契約情報を入力した画面の写し(休業協力要請に応じた施設について) ※【基本給付】の申請に必要な書類③を提出している場合は不要です。

■接待を伴う飲食店

- ②風営法上の営業許可証(第1号の営業許可)の写し ※「ライブハウス」については提出不要です。
(平成28年6月23日の風営法改正より前に営業許可証を取得した方は第2号の営業許可証も受付可。)

※上記以外に事務局が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

申請受付期間

2020年7月27日(月)9時～2021年2月28日(日)24時

※申請に誤りが無ければ1週間以内で給付することとしています。

お問い合わせ先

福岡県家賃軽減支援金に関する相談コールセンター(受付時間 平日9:00～17:00)

TEL:0570-010833

福岡県家賃軽減支援金ホームページ

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yachin-keigen-fukuoka.html>

